

令和7年第1回臨時会 (令和7年5月30日)

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

令和7年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (5月30日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
議席の指定	4
議長の選挙について	4
日程の追加	6
副議長の辞職について	6
日程の追加	7
副議長の選挙について	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議会運営委員会委員の選任について	8
議会運営委員会副委員長の互選について	9
企業長提出議案の上程、説明	10
第7号議案に対する質疑、討論、採決	11
閉会の宣告	12

桶川北本水道企業団告示第12号

令和7年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年5月23日

桶川北本水道企業団

企業長 三宮幸雄

1. 日 時 令和7年5月30日（金） 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室
3. 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）

令和7年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会日程

議 事 日 程

令和7年5月30日

1. 議席の指定
2. 議長の選挙について
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議会運営委員会委員の選任について
6. 議会運営委員会副委員長の互選について
7. 企業長提出議案の上程、説明
8. 議案の質疑、討論、採決

(1) 第7号議案

専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）

令和7年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会

令和7年5月30日（金曜日）

○出席議員（10名）

1番	齊藤	章君	2番	高橋	誠君
3番	榊	萌美君	4番	砂川	和也君
5番	小久保	博雅君	6番	今関	公美君
7番	中村	洋子君	8番	山中	敏正君
9番	にいつま	亮君	10番	岩崎	隆志君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	三宮	幸雄君	副企業長	小野	克典君
事務局長	内田	賢一君	事務局次長兼浄水課長	渡邊	健君
総務課長	山本	隆君	施設課長	中村	正夫君
業務課長	小島	純子君	給水課長	大竹	俊太郎君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	鈴木	裕司	書記	米山	尚賢
----	----	----	----	----	----

午前 9時42分 開 会

△開会及び開議の宣告

○副議長（にいつま 亮君） 定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○副議長（にいつま 亮君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

△諸報告

○副議長（にいつま 亮君） 日程に先立ちまして、諸報告をいたします。

初めに、議長が空席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

次に、青野康子議員、大嶋達巳議員及び島野和夫議員より5月20日付で辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

次に、5月20日の北本市議会において、斉藤章議員、今関公美議員及び中村洋子議員が当議会の議員として当選されましたので、ご報告いたします。

次に、企業長より、令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算繰越計算書及び令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書について報告がありました。報告書の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

△議席の指定

○副議長（にいつま 亮君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選になりました議員の議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

斉藤章議員の議席は1番、今関公美議員の議席は6番、中村洋子議員の議席は7番といたします。

△議長の選挙について

○副議長（にいつま 亮君） 日程第2、議長の選挙について議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（にいつま 亮君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（にいつま 亮君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

議長に岩崎隆志議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました岩崎隆志議員を議長の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（にいつま 亮君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました岩崎隆志議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により議長に当選されました岩崎隆志議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長の当選人である旨を告知いたします。

それでは、議長に当選されました岩崎隆志議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○10番（岩崎隆志君） このたび桶川北本水道企業団議会議長に就任いたしました岩崎隆志でございます。

もとより人間的に偉いからこの職に就いたわけではございません。この議長職は桶川北本市民の皆様のために働く役目であると心得ております。議員、執行部の皆様のご指導を賜り、謙虚に、そして誠心誠意職務を全うする所存です。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（にいつま 亮君） ただいま岩崎隆志議員より議会運営委員会委員の辞職願が提出されましたので、これを許可いたします。

これをもちまして、議長の職を全て終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございます。

では、ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時47分)

○議長（岩崎隆志君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前 9時48分)

△日程の追加

○議長（岩崎隆志君） ただいま、にいつま亮副議長より副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。副議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決しました。

△副議長の辞職について

○議長（岩崎隆志君） 地方自治法第117条の規定により、にいつま亮議員の退席を求めます。

〔9番 にいつま亮議員退席〕

○議長（岩崎隆志君） 辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（岩崎隆志君） お諮りいたします。にいつま亮議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、にいつま亮議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

にいつま亮議員の復席を求めます。

〔9番 にいつま亮議員復席〕

○議長（岩崎隆志君） ただいま副議長の職を辞職されましたにいつま亮議員から、退任の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

にいつま議員。

○9番（にいつま 亮君） 皆様、改めましておはようございます。

今、副議長の職を辞任をさせていただきました、にいつまでございます。約1年、短い時間ではあったんですが、皆さんの生活のライフラインの部分の事業の中の副議長という職をやれてこられたということは、非常にいい経験ができたかなと思っております。

この後は一議員として、岩崎議長を支える立場でしっかりと頑張っていければなと思いますので、引き続きご指導いただければと思います。

ありがとうございました。

△日程の追加

○議長（岩崎隆志君） ただいま副議長の席が空席となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△副議長の選挙について

○議長（岩崎隆志君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に今関公美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました今関公美議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました今関公美議員が副議長に当選されました。

ただいまの選挙により副議長に当選されました今関公美議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長の当選人である旨、告知いたします。

それでは、副議長に当選されました今関公美議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。今関議員。

○6番（今関公美君） 皆様、おはようございます。

このたび桶川北本水道企業団議会の副議長に就任となりました今関公美でございます。

微力ではございますが、岩崎議長の補佐役としてしっかりとお支えをし、公正公平な議会運営となりますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、副議長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

△会議録署名議員の指名

○議長（岩崎隆志君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

4番 砂川和也 議員

5番 小久保博雅 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（岩崎隆志君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△議会運営委員会委員の選任について

○議長（岩崎隆志君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規

定により、議長より、斉藤章議員、榊萌美議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました斉藤章議員、榊萌美議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△議会運営委員会副委員長の互選について

○議長（岩崎隆志君） 日程第6、議会運営委員会副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任されました委員の方々を含めまして、議会運営委員会委員の方々には次の休憩中、委員会を開き、副委員長の互選を行い、その結果をご報告お願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前 9時56分）

○議長（岩崎隆志君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時00分）

○議長（岩崎隆志君） 議会運営委員会委員長から報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会副委員長には榊萌美議員が互選されました。

また、互選後、砂川和也議員から委員長の辞職願が提出されましたので、これを許可し、委員長の互選を行った結果、高橋誠議員が委員長に互選されました。

以上でございます。

○議長（岩崎隆志君） それでは、企業長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） おはようございます。

5月1日より企業長に就任いたしました北本市長の三宮でございます。就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

昨今、水道事業における施設の老朽化とその対策が世間の関心を集めています。当企業団におきましても水道施設の更新が急務という状況が続いており、この更新費用が財政負担となっております。また、施設の更新費用以外にも、給水人口の減少、あるいは県営水道料金の改定、あるいは電気料金の高騰等々、様々な水道企業経営は今後一層厳しくなることが予測されます。

このような状況の中でも、安全で安心な水道水を安定的に供給することが私の最大の使命であり、小野副企業長と共に協力しながら、市民から信頼される水道を目指して、水道事業運営に全力で取り組む所存でございます。

今後とも議員の皆様方のご指導、ご協力を賜ることを心からお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（岩崎隆志君） 日程第7、企業長提出議案を上程いたします。

第7号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本日も審議をいただきます議案につきましては、その概要をご説明申し上げます。

第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、人事院勧告等に準じて、職員の扶養手当の改定等を改正するものです。

令和7年4月1日より施行するため、令和7年3月28日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものです。

以上をもちまして、本臨時会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局で補足説明をいたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩崎隆志君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、人事院勧告等に準じて、桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に所要の改正を行うものでございます。

主な見直しでございますが、配偶者に係る扶養手当が廃止となり、管理職特別勤務手当に災害時対応等で平日深夜に勤務した場合が追加され、定年前再任用短時間職員に対し住居手当が支給されることとなります。

なお、今回見直された配偶者に係る扶養手当の廃止に該当した職員数は6名でございます。

この改正は、桶川市において令和7年3月定例会に提案され、可決されたことを受け、当企業団においても条例改正を行うこととしたため、令和7年2月5日開催の議会運営委員会でご協議いただきまして、4月1日の施行期日までに条例改正を行うには議会を開くいとまがないことから、専決処分とすることをご了承いただいたものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岩崎隆志君） 日程第8、議案の質疑、討論、採決を行います。

第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岩崎隆志君） 起立全員であります。

よって、第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（岩崎隆志君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

（午前10時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

前 副 議 長 　　に 　　いつま 　　　　　　亮

議 　　　　　　長 　　岩 　　崎 　　隆 　　志

署 名 議 員 　　砂 　　川 　　和 　　也

署 名 議 員 　　小 久 保 　　博 　　雅

参 考 资 料

議案の審査結果

企業長提出議案

議案 番号	件名	審査結果	
		月日	結果
7	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業 団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例について）	5月30日	原案可決